



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



元気に泳げ 岩内の子（岩内西保育所）

2018. 5
No. 140

第1回定例会報告	P 2～3
議会日誌	P 3
代表質問	P 4～17

第1回 定例会 報告

平成30年度各会計予算等を審議する第1回定例会は、3月5日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。
3月12日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、3月16日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第24号までの24件は原案可決となりました。

《予算》

○平成30年度一般会計予算
都市公園施設改修工事費約7千2百万円及び新築住宅取得補助金1千2百万円などが決まりました。

○平成30年度国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料約5百万円などが決まりました。

○平成30年度臨海部土地造成事業特別会計予算
岩内港工業団地分筆図作成業務委託料20万円などが決まりました。

○平成30年度公共用地先行取得事業特別会計予算
土地開発基金繰出金約26万円が決まりました。

○平成30年度介護保険特別会計予算
指定管理者（デイサービスセンター）業務委託料約3千6百万円などが決まりました。

○平成30年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料約90万円などが決まりました。

○平成30年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者健康診査業務委託料約百20万円などが決まりました。

○平成30年度水道事業会計予算
浄水場水質計器・計装設備保守点検業務委託料約2百40万円などが決まりました。

○平成30年度下水道事業会計予算
水洗便所等改造費補助金4百万円などが決まりました。

○平成29年度一般会計補正予算
薄田通路路改築工事費等約2億3千8百万円などの減額補正をしました。

○平成29年度国民健康保険特別会計補正予算
一般会計繰入金等の補正をしました。

○平成29年度下水道事業会計補正予算
一般会計補助金等の補正をしました。

《条例設定・改正》

○岩内町国民健康保険事業基金条例設定
国民健康保険事業の円滑な実施を図るため、条例を設定しました。

○岩内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例設定
介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が北海道から市町村に移譲されるため、条例を設定しました。

○岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定
高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町在宅生活支援条例の一部を改正する条例設定
生活支援指導訪問事業及び生きがい活動支援通所事業の利用対象者の対象範囲を変更するため、所要の改正をしました。

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例設定
高齢者の医療を確保する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

平成30年度 一般会計・特別会計予算 10,616,724千円 決まる!!
 公営企業会計予算 2,015,751千円

○岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町介護保険条例の一部を改正する条例設定

第7期岩内町介護保険事業の実施等に伴い、第1号被保険者の保険料率の期間及び額等について、所要の改正をしました。

○岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定

町営草地に係る公衆用道路用地等への用途変更に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町都市公園条例の一部を改正する条例設定

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を定めるため、所要の改正をしました。

○岩内町営住宅条例の一部を改正する条例設定

公営住宅法の一部改正等に伴い、町営住宅の家賃の決定等について、所要の改正をしました。

《その他》

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町老人福祉センターの管理を岩内町社会福祉協議会に指定しました。

議 会 日 誌

2月	2日	岩内観光協会新年会員懇親会
	13日	議会運営委員会
	14日～15日	後志町村議会議長会定期総会
	20日	原子力発電所問題特別委員会
	20日	羊蹄山麓町村議会正副議長会創立50周年記念式典
	21日	社会文教委員会
	22日	建設産業委員会
	23日	総務委員会
	26日	社会文教委員会
	27日	建設産業委員会
	28日	総務委員会
3月	1日	岩内高校卒業証書授与式
	2日	議会運営委員会
	5日	第1回定例会招集
	8日	岩内町スポーツ表彰式
	12日～16日	第1回定例会再開
	27日	保育所修了式
4月	3日	保育所入所式
	4日	社会文教委員会
	5日	建設産業委員会
	9日	岩内高校入学式
	12日～13日	懸案事項陳情

代表質問 (要約)

3月12日～14日 5名の議員による代表質問が行われました。

谷口雅史議員 (公明党)

岩内円山線

バス運行廃止について

■質問■

北海道中央バスの円山バス路線廃止の方針になるが、町としても円山観光への交通の便として、また、町民の生活の足として重要な生命線。温泉施設・スキー場・ホテル・各所別荘・マリンスピューなど一年を通して観光の町として、昨年はスキーリゾートも新規オープンし、これから開発に力を入れていこうという時に後退はできない。運行先からの運行廃止の声を聴かないわけにもいれない。今後は、循環バスノッタラインの路線変更やノッタラインの新たな停留所の設置、便数の増加等の検討も必要。

■町長■ 観光振興の観点では、今後、円山エリアにおけるリゾート開発により、外国人旅行者の増加も期待される中で、路線バスに変わる、新たな交通形態の検討も必要であると認識しており、円山周辺の温泉施設をはじめ、イワナイリゾート、観光協会などと、意見・要望を共有する「連携会議」を設置するなど対応していきたい。

また、ノッタラインの運行ルートを決定する際、岩内円山線の一部区間、相生から野東団地までを外した経緯があるため、これらの地域は、今後、ルート見直しを含め、別途、岩内町地域公共交通活性化協議会にて検討していきたい。

所有者不明

土地活用について

■質問■

今、全国的に所有者不明土地問題が話題になっている。土地の所有者が不明になるのは、相続登記には法的な義務がないため、登記簿の更新は個人の自由に任せられ、現在の所有者の特定が難しくなる。そこで国は、所有者不明の土地問題で国土交通省が有効活用に向けた制度を創設する方針を明らかに。

■町長■ 所有者不明土地の問題は、国土の有効利用の観点からも、国が中心となり積極的に取り組むべき課題と考えている。町としては、国が法律の柱として掲げている、所有者不明の空き地に5年以上の利用権を設定



し、公園や農産物の直売所など公益性のある事業目的に使用できるようにするほか、公共事業を円滑に行うため、国や自治体が土地を取得する際の手続きを簡素化することや、所有者不明の場合、都道府県知事の判断で公有化を決定することなど、問題・課題を十分踏まえた内容となっており、問題解決に効果的に作用するものと期待している。

今後のまちづくりにとって大変重要な問題であると認識しており、関連法及び新制度を注視する。



北海道岩内町は、国土交通省の「空き地バンク」制度を活用し、空き地の有効活用に取り組んでいます。

義務教育の

就学援助について

■質問■

今春から入学前支給に

踏み切る自治体が大幅に増えており、支給が実施されれば、入学準備の費用に充てられ、対象世帯にとっては一時的な出費を抑えることができる。

これまで、小学校入学前の支給は国の補助費を受けられず、自治体負担で実施していたが、公明党の提案で国の補助金交付要綱が改正され、今年度から補助の対象に加わった。就学援助の対象は、生活保護を受ける要保護世帯とそれに準ずる準要保護世帯だが、国の補助は要保護世帯のみが対象となるため、準要保護世帯分の予算は自治体が用意する必要がある。

1. 要保護世帯への入学前支給の実施は。

2. 準要保護世帯への支給実施予定はあるか。

3. 準要保護世帯の対象世帯は何件あるか。

4. 実施するとすれば予算額は。

■教育長■

1. 町から支給されるものではなく、生活保護費の中に含まれ、支給されていると聞いている。

2. 平成29年度当初予算に、平成30年度小中学校入学者への入学前支給について、計上しており、現在、3月中の支給に向けて取り進めている。

3. 準要保護世帯で、平成29年度中に入学準備金の入学前支給要件を満たしている件数は、小学校では16世帯、中学校では15世帯。

4. 平成29年度予算で、小学校で101万5千円、中学校で71万1千円。

大田

勤議員（日本共産党議員団）

円山線廃止に伴う

交通弱者をノツタラインの

路線拡大で救済を

■質問■

1. 円山線廃止による地域住民の足を守るためにどのような対応をしてきたのか。

2. 岩内円山線乗合バス運行費補助金3百万円を補正しているが、北海道中央バスの運行継続に望みはないのか。

3. 住民の移動手段がなくなることに危機意識は生まれないのか。

4. 路線拡大と併せて、円山地域を一巡する路線の新設を考えるべきでは。

5. 住民の入浴を善悪でカバーしているグリー

ンパークいわないのバスとノツタラインをジョイントさせ、円山地域を一巡する路線など考えは。

6. 円山循環道路を一巡する路線が必要。

ノツタラインと民間会社との共同で路線を守ることはできないか。

7. 今まで円山線継続のために組んでいた予算を活用し、住民の足を確保する施策を共同で考えるべきでは。

8. 観光開発を押し進める町は、円山への集客をどう検討するのか。

バス運行の見直しがないか。なくても集客は可能と考えるのか。

9. 冬場の住民がスキーなどを楽しむためには移動する手段が必要。子どもや交通手段を持たない住民への対応は。

10. 免許証の自主返納や免許の更新ができない住民の増加が予想される中、円山エリアの多彩な観光資源を生かすため、その移動手段を町で考える必要があるのでは。

11. 町内路線網の検証について、協議は直近でいつ開かれたか。その時に円山線の廃止に伴いどのような代替・対策の話合いが行われたか。

12. 路線拡大について年2回程度、毎年検証し、

路線やダイヤについて見直しを実施すべきでは。

13. 町が気に入りに転入してきた住民が、安心して住み続けられる町にするための全力を注ぐことが求められるのでは。

■町長■

1. 新たな交通形成の検討も必要であると認識しており、円山周辺の温泉施設などと、意見・要望を共有する「連携会議」を設置する。

2. バス事業者との協議の中では、運行を継続していくことは困難であると伺っている。



3. 民間事業者として
存続は困難であると判断
したものであり、やむを
得ないものと考ええる。

4. 円山地域を一巡す
る路線の新設について
は、「連携会議」を設置
するなど、対応していく。

5. 6. 7. 円山周辺
の温泉施設などと「連携
会議」を設置するなど対
応していく。

8. 9. 10. 関係者で
組織する「連携会議」を
設置する中で、路線バス
に変わる新たな交通形成
のあり方について検討を
進めていきたい。

11. 岩内町地域公共交
通活性化協議会を平成30
年1月15日に開催し、今
後の見直しにあたっては
協議会の中で審議するよ
う協議を行っている。

12. 本格運行開始から
1年が経過し、時間帯に
よる便数や乗降停留所の
傾向を把握できたため、
岩内町地域公共交通活性

化協議会において、持続
可能な地域公共交通の観
点から協議する。

13. 私の町づくりの最
終目標は、「町民の皆様

岩内町の第7期の 介護保険制度と その事業について

■質問■

1. 保険料が10. 7%
から10. 9%もの値上げ
になっているが、その理
由は。

2. 区分の第1段階か
ら第9段階の人数分布
は。

3. 保険料を滞納して
いる方への町の対応は。

4. 介護給付費準備基
金や財政調整基金などを
使い、保険料の値上げは
避けるべきでは。

5. 一律約11%の保険
料の値上げではなく、低
所得者への値上げ率は下
げるべきでは。

が住んで良かったと思え
る町」になることであり、
そうなるよう、町政執行
方針で申し上げた各種の
対策について、全力で取
り組む決意である。

6. 訪問介護では、国
は、生活援助の資格を60
時間の試行研修の結果を
もとに研修時間・カリ
キュラムなどを決めると
し、同時に生活援助の基
本報酬は2単位引き下げ
るとしている。また、10
月から、訪問回数が一定
数を超えるケアプランを
ケアマネージャーが市町
村に届け出ることが義務
づけられる。

7. 機能訓練に偏重し
た報酬改定で、収益確保
が困難なもので、認知症
の人や身体機能の改善が

8. 介護保険からの
「卒業」の強要や介護認
定の厳格化、窓口での門
前払いなどに繋がってい
ないか。また、国の施策
に対してはどのように対
応しているか。

9. 2017年度で介
護認定調査を受けた人数
は。

10. 要支援1、要支援
2、要支援にならないか
つたそれぞれの人数は。

11. 利用されている主
な支援はどのようなこと
が多いか。

見込まれない人へのサー
ビス提供拒否など、利用
者の選別になるのでは。

12. 利用抑制のための
ケアプランの見直しなど
で支援が打ち切られて状
態が悪化するなどの事例
はないか。

13. 百以上の自治体
で、事業所への報酬の引
き下げなどで総合事業の
運営難に直面している

14. 町の支援を必要と
する人にとって、福祉用
具は利用者の自立した生
活の支援に、介護者の負
担軽減に大きな役割を果
たすもの。福祉用具を経
済的に使えない方々への
対応は。

15. 支援を必要として
いる人に十分な支援を、
また安定的な事業の運営
と担い手の処遇が保障さ
れる報酬など、ふさわし
い介護事業の見直し
が、必要だと思つが、町
の姿勢は。

1. 第1号被保険者に
おける介護保険料の設定
は、平成30年度から平成
32年度までの高齢者人口
及び要介護等認定者の推
移、介護給付等対象サー
ビスの見込量などのほ
か、国からの調整交付金
の交付割合等を基に、定
めている。

また、第1号被保険者
負担割合の増や介護報酬

中、町の総合事業の運営
の課題は。

改定率の増、平成31年10
月に予定されている消費
税率の引き上げによる介
護給付費等の増を勘案
し、基準段階の保険料を
月額 6, 1000円とし
た。

2. 平成32年度で、第
1号被保険者数を4,
558人と推計し、第1
段階は1, 517人、第
2段階は597人、第3
段階は436人、第4段
階は410人、第5段階
は364人、第6段階は
553人、第7段階は
339人、第8段階は
169人、第9段階は
173人。

3. 介護保険料の滞納
者には、法令の規定に基
づき対応しているが、現
状を把握するため、滞納
している被保険者等と面
談し、分割による納付の
相談を行うなど、個々の
事情に即した滞納の解消
に努めている。

■町長■

4. 今回の保険料改定
に伴い、平成29年5月末
の介護保険給付準備基金

の介護保険給付準備基金

約5,000万円のうち、4,120万円を取り崩し、引き上げ率を抑制している。

財政調整基金は、一般会計の財源に不足が生じたときの財源を積み立てるための基金であり、一般会計からの繰り入れは、介護保険法に定める負担割合に基づき、繰り入れをしている。

5. 介護保険料の設定は、政令の規定に基づき、所得等に応じた「段階」ごとに、基準額に対する割合を定める必要がある。

町では、国の介護保険第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化として、第1段階区分を「0.5」から「0.45」に引き下げ、また、町独自として、第2段階区分を国基準「0.75」を「0.65」に引き下げっており、低所得者の保険料の軽減を図っている。

6. 7. 今回の介護報酬の改定は訪問介護、デイサービス等、様々な提

供サービスにおいて単位の改定が行われ、4月及び10月から施行される。

サービスを受けた被保険者への影響及び町における介護報酬への影響は、今回の介護報酬の改定率0.54%程度の増と推測しているが、サービスを必要としている方に対し、適切なサービスを提供するよう、これまでも同様対応する。

8. 新規にサービスを必要とする方々には、自宅等に訪問し、身体状況等を確認し、要介護・要支援認定等審査の申請を勧奨しており、要支援と認定されなかった場合は、町の在宅生活支援条例で定めている各種サービスを利用頂くことから、支援が必要な被保険者へのサービスの提供を十分に行えるよう配慮している。

9. 平成30年1月末現在、認定却下を含む第1号被保険者及び第2号被保険者を合わせ、979人。

10. 平成29年4月1日から平成30年3月6日までの間に更新申請をし、要支援1から非該当となった方は0人、要支援2から要支援1となった方33人、新規で介護認定を申請し、要支援にならなかった方は2名。

11. 在宅で介護予防サービスを受けているサービスを利用している方々が利用しているサービスは、主に通所リハビリテーションや訪問介護、通所介護となる。

12. サービスを必要とする方に対し、適切なサービスが受けられるよう、要介護・要支援認定等審査で要支援に認定されなかった場合でも、町在宅生活支援条例において、生活支援指導訪問事業や生きがい活動支援通所事業などを利用できるよう規定しており、ご質問にある事例はない。

13. この度の介護報酬の改定では、訪問介護事業所の経営実態を踏まえ、身体介護に重点をお

き基本報酬の単位数を上げ、一方で、生活援助中心のサービスの単位数を下げるなど、多くの改定が行われており、今後、町内の介護サービスにどれほどの影響がどうかは、想定できる段階ではなく、注視が必要だが、全体的な問題としては、全国レベルでの問題である「人手不足」と考える。

14. 福祉用具の貸与価格の上限設定については、適正な貸与価格を確保するために設定されるものであり、国が全国平均貸与価格を公表するとしており、平均的な貸与価格に設定されているものには、これまでと同様の価格で、貸与を受けることができる。

15. 国における、福祉施設に従事する介護職などの処遇改善や自立支援・重度化防止に関し、身体介護に重点をおく介護報酬の改定は、持続可能性の確保を図り、一層のサービスの質の向上を目指すし、その実態に沿った

対策と措置を講じるための改定と認識。

また、「第8期岩内町高齢者保健福祉計画」第7期岩内町介護保険事業計画」を3月末までに策定するが、町も可能な限り、住み慣れた地域で、

町の子ども

子育て世帯への

取組みについて

自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていく。

■質問■

東山保育所、中央保育所、西保育所について。

6. 保育士や臨時保育士への研修はどのように行われているか。

1. 平日の早朝と夕方の保育時間の延長は。

中央保育所の土曜交流保育について。

2. 時間延長のための職員の勤務時間への取り組みは。

7. 時間帯は。

3. 各保育所の職員と臨時保育士の人数は。

8. この保育を利用している平均の人数は。

4. それぞれの臨時保育士の保育士資格は。

9. 職員と臨時保育士の人数は。

5. 職員の給与の平均額と臨時保育士の給与の平均額は。

10. この保育を利用している保護者は、どのような職業が多いか。

11. 土曜日が休みの保護者は、3保育所で何世帯か。

12. 土曜日が休めず、迎えができないために土曜保育の利用をしていない保護者は。

13. 土曜保育の利用者でも、夕方までは他の方々に頼んでいる保護者がいるか。

14. 土曜保育の利用者で夕方までの保育を望んでいる方がいるが、アンケートなどで実情を把握し、対応する考えは。

東小学校と西小学校の学童保育所について。

15. 平日と土曜日の開設の時間帯は。

16. それぞれの利用者と支援員の人数は。

17. 支援員の処遇は17年度に人事院勧告が出されているが、改善は。また、どのような待遇か。

18. 国は、16年度から施設整備費の補助率のかさ上げを継続してる。これらを使い、児童と支援員にとつて、居心地の良い環境を提供する考えは。

19. 土曜の開設を夕方までにして、学習支援事業も含めて多様な取り組みを実施する計画は。

20. 子どもたちにとつても「住んでよかったと思える町になるように」町は今、なにをすべきと考えているか。

■町長■
1. 昭和46年当時の保育時間と比較し、早朝が30分、夕方が1時間30分の延長となっている。

2. 新たな5つの勤務体系により対応している。

3. 東山保育所が職員7名で、休職代替を含め臨時保育士2名。中央保育所が職員7名で、産前産後休暇代替を含め臨時

保育士2名。西保育所が職員9名で、臨時保育士が2名。

4. 全員、保育士資格を有している。

5. 年齢構成や経験年数等で、それぞれ給料及び賃金が異なるため、保育士の平均年齢の者と、その者に一番近い年齢の臨時保育士との比較

とし、平成29年10月の月額給与で、保育士が26万2千3百円、臨時保育士が18万9,630円。

6. 町外の保育士専門研修会などに参加し、平成29年度、22回の研修会等に延べ42名参加する見込みのほか、町内で保育士向けの研修会を実施。

7. 午前8時30分から午後0時45分まで。

8. 平成29年の平均利用人数は9.7名。

9. 基本的に2名以上とし、うち1名以上を職員が対応。

10. 土木建築会社や病院等に勤務の方、自営業の方が多い状況である。

11. 3保育所合わせで、約65世帯。

12. 利用を希望し、申し込みを行った世帯への提供であることから、把握していない。

13. 3保育所合わせで、5世帯と把握。

14. 時間延長を希望する意見がほぼない状況であり、現時点でアンケート等による検討の予定はない。

15. 19. 各小学校とも、平日が学業終了後から午後6時まで、土曜日が午前8時30分から午後5時までであり、宿題や学習を希望する児童への指導などを行っている。

今後、保護者や児童の意向、小学校の担任との連絡事項等も踏まえて実施する。

16. 平成30年2月時点の利用者数は、東小学校59名、西小学校50名で、支援員は、東小学校が4名、西小学校が支援員3名と補助員1名。

17. 人事院勧告は、反映している。

待遇については、労働契約で、賃金や通勤手当の支給、社会保険への加入などを定めている。

18. 子ども・子育て支援整備交付金については、小学校の教室が活用可能な場合、交付対象とはならず、交付金を活用した整備の予定はない。

19. 岩内町子ども・子育て支援事業計画に掲げた、地域子ども・子育て支援事業の充実や、関連施策の推進を図ることが重要であると考え。

教育行政執行方針に掲げる9年生の小中一貫校教育では事態の解決ではなくむしろいじめ不登校事態の悪化を招く

■質問■

教育の諸課題とは。

1. 「地域の実情に応じた導入」とは町の義務教育行政の実情をどのように考えての教育執行方針か。

2. 「本町における教育の諸課題への方策」として協議・検討を行うとしているが、町における

4. 学校教育法第38条に基づいて義務教育学校

3. 学校教育法が改正されて2年数ヶ月たち後志管内でも移行の町村がないのになぜ義務教育学校設置へ導入に向けて推進なのか。

に基いて義務教育学校

への移行は誰がどのよう
に判断するのか。

教育上有益かつ適切であ
ると考えるのか。

連の歴史を紡いできた学
校の廃校は、校舎だけの
損失ではないのでは。

の方法、各教科の教育課
程の策定など、実情に応
じ編成するというもの。

一つと考え、調査検討を
進めており、推進してい
るということではない。

7. 町の子どもたちに
即したより良い教育環境
の実現に向けた方策とし
て、これから立ち上げる

5. 各小・中学校の不
登校児・いじめの対策と
取り組みは。また、小中
一貫教育が有効と教職員
が考えているのか。

社会文教委員会の説明
では義務教育学校の実現
性について学校関係者で
組織する検討委員会を設
置して協議検討を行って
いくとしている。

14. 現在の小中4学校
経営と、一貫校1校で経
営した場合に入ってくる
地方交付税ではどのよう
な差が出るか。町の学校
経営への影響は。

2. 学力の向上関係で
は、統一した指導ができ
る学校体制の確立。家庭
学習関係では、家庭教育
を推進できる教育環境の
構築。問題行動関係では、
児童生徒の情報を活用で
きる学校体制の定着。規
範意識関係では、生命の
大切さなどを育成するこ
とができる学校体制の定
着。新学習指導要領の円
滑な導入などが課題。

4. 市町村長が教育上
有益かつ適切であると認
めるときに、設置でき
るとされている。

7. 子ども達に真摯に向き
合い、健やかな成長を育
むことが、学校の形態に
かわかわらず、取り組ま
れるべきものと考ええる。

6. 中一ギャップやい
じめへの対応は子どもに
しつかり向き合う事と多
忙な教員の仕事を軽くす
る加配などの取り組みで
はないのか。

9. どのような検討委
員会を構成し検討・協議
を行うのか。教育関係者
だけで、地域住民や保護
者などは構成のメンバー
に入らないのか。

15. 地域住民には統廃
合といえは後ろ向きだ
が、一貫校設置といえは
前向きに受け止められ反
対運動を抑えて設置した
という地域もある。導入
は統廃合を進めるための
方策ではないか。

5. 各種調査を活用
し、個々に応じた取り組
みに努めている。

8. 道の小中一貫教育
支援事業の指定を受け進
めている小中一貫教育の
導入に向けた研究の成果
を踏まえるほか、今後立
ち上げる検討委員会によ
り、諸課題を熟議してい
く中で、義務教育学校を
導入することが、有益か
つ適切であるかを判断す
べきと考ええる。

7. 多忙な教師がひと
りひとりの子どもをよく
見て、問題を抱えている
ことも含めて一緒に取り
組むことが「中一ギャッ
プ」を解決に導くのであ
り大規模小中一貫校でこ
うした子どもたちに向き
合った教育が実践される
と考えるのか。

10. 公共施設等総合管
理計画の中に学校も含ま
れるが町の計画は。

16. 小中一貫義務教育
学校への前のめりな推進
ではなく、少人数学級実
現など教育環境の整備を
行い、一人ひとりの子ど
もに寄り添う教育こそが
求められるのでは。

3. 小学校から中学校
への円滑な接続を目指す
小中連携教育の中に小中
一貫教育が位置付けさ
れ、それを実施する手法
の一つとして、義務教育
学校の制度が創設されて
おり、義務教育学校の根底
となる小中一貫教育の研
究では、教育に関する諸
課題を改善するために有
効的な手段であると発表
されている。

6. アンケート調査に
よるいじめの早期発見、
発達の段階に応じて状況
を把握する質問紙調査を
行っており、児童生徒の
小さなサインに気付くこ
とができるよう、学校一
丸となり取り組んでい
る。

9. 検討委員会の設置
は平成30年度を予定。構
成メンバーは、教育関係
者のほか、地域住民の方
などを含める体制が必要
であると考えている。

8. 小学校高学年段階
から独自の教科を設けた
り、教科担任制や定期考
査、生徒会活動、校則に
基づく生徒指導、制服・
部活動等を小学校高学年
段階から導入することが

11. 平成23年度から各
学校の施設に係った改修
費は。この改修によって
施設の長寿命化計画では
これから何年使用できる
と推計できるか。

1. 現在、西小学校と
第二中学校において、取
り組んでいる小中一貫教
育支援事業についてのこ
とであり、乗り入れ授業

義務教育学校の特性
が、町における教育課題
を解決するための手法の

10. 基本方針は、長期
的な視点による効率的な
維持管理を行い、トータ

12. 小中一貫校で新規
に建て替えた場合、残つ
た校舎はどのような用途
を考えているか。

13. 地域や子ども、親

10. 基本方針は、長期
的な視点による効率的な
維持管理を行い、トータ

13. 地域や子ども、親

10. 基本方針は、長期
的な視点による効率的な
維持管理を行い、トータ

ルコストの削減に努めること。

また、学校規模の状況、児童・生徒の減少の動向、適正な学校区の設定等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進するとしている。

11. 東小学校在8, 532万2千円、西小学校在1億9, 235万1千円、第一中学校が7, 464万2千円、第二中学校が1億401万9千円。長寿命化計画については、現在、策定していないが、平成32年度までには策定する。

12. 13. 検討委員会をはじめ、様々な部会や関連する担当等と、慎重に協議を進めたい。

14. 現段階では、平成29年度を基準とした場合、約2, 600万円の差が出ると考えられる。また、学校経営への影響は、1校になった場合の学校管理費等の算出をしていないが、検討委員

会においての判断材料の一つとして必要と考え、今後、算定していく。

15. 将来の町づくりを担う子どもたちを、どのように育成していくかを真剣に考え、地域と一体になった学校づくりを進める、教育の実現を図るため、学校教育の在り方について、根底から改めて検討する。

16. 現在も一人ひとりの子どもに寄り添うことを考えて教育を進めており、前のめりな推進という立場ではない。

義務教育学校については、いじめや不登校、中一ギャップなどの問題を含め、あらゆる角度からの議論が必要であり、十分な調査検討を重ねることが、大変重要と認識している。

子どもたちのことを第一に考える中で、学校、家庭、そして地域がより一層の連携を図ることができる学校づくりに向けて取り組む。

佐藤 和 嘉 議員 (志政クラブ)

岩内町総合計画の

策定について

■質問■

総合計画は、まちづくりの指針となるあらゆる計画の最上位の計画である。

次の総合計画の策定に向けた動きもないのは、次期総合計画の策定は断念したと思わざるを得ない。

1. 平成31年度からの新たな総合計画を策定しない具体的な理由は。

2. 平成31年度を初年度とする総合計画以外の計画は。

3. 総合計画を策定しないで、町の将来をどんな方法で、どの方向に導こうとするのか。

■町長■

1. 3. 平成23年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想策定に係る法的義務付けが削除された。

法の枠組みがない中で、総合計画の位置付けと内容、真に必要な有効な総合計画のあり方が問われていると認識している。

特に、本格的な人口減少時代が到来し、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する中で、長期の計画期間を定め、毎年度の予算への反映などの実現性や進行管理の見極めなど、取り巻く課題への対応が求められており、実効性があり実用的な総合計画のあり方、また、スケジュールや計画期間な

ども含め、引き続き検討が必要と考える。町の進むべき方向性については、毎年度、町政執行方針により示しており、更には、各分野の個別計画や過疎計画登載事業等を見直すことで、時代の変化に即した「まちづくり」が実現できると考える。町をどの方向に導こうとするのか、については、私の最終目標である「町民の皆様が住んで良かったと思える町」になるよう全力で取り組んでいきたいと考えている。



新年度の町政執行方針と

予算について

■質問■

施策としてどこを優先し、どこを向いているのか、つかみ所が無い基本方針と感ずる。

「総合戦略」も5年計画の4年目となり、多くの事業の着手・完成が期

待されている。

1. 昨年行った行政評価による検証結果と、それにより改善したこと。さらに、その検証結果をどのように新年度予算に反映させたのか。

2. 現時点では、「岩内町公共施設等総合管理計画」の個別計画の策定を予定。

9

2. 新年度における施策の優先順位は。

3. 新年度における予算配分での重点化は。

4. 総合戦略に掲げる施策のうち新たに予算化したものは。また、積み残しとなったものは。

■町長■

1. 行政評価制度は、平成28年度より庁舎内の管理職や係長職で構成する岩内町行政事務改善委員会の中で導入に向け検討を進め、平成29年度予算から、モデル事業を選定し導入した。この評価制度では、施策目的を達成するための具体的な手段となる事務事業評価を導入することとし、3か年で義務的な事業を除いた全事業で実施する計画としている。

また、この事務事業の評価は、事業の決算終了後に評価するため、平成29年度に実施したモデル事業も、決算終了後の平成30年6月以降に評価することとなる。その後、

評価結果を基に、必要に応じた改善などの検討を加え、翌年度の予算編成に反映するシステムとなつていく。

2. 3. 平成30年度予算の編成では、近年、単年度収支が赤字で推移していることから、限りある歳入予算を見据え、単年度の収支バランスを十分考慮した中で、主要施策の各分野において、町政執行方針に掲げられた各種事業を優先し予算計上した。その中でも特に、

円山エリアの施設管理一元化に伴い、辺地債を活用したパークゴルフ場のコース等の増設や、交付税措置される地域おこし協力隊の活用など、観光振興や岩内町総合戦略に基づく移住定住施策の推進を目的に、効果的な財源を活用した中で、予算配分の重点化を進めてきた。

4. 「観光や移住促進に向けた連携体制の強化」や「観光・交流人口の拡大・促進」を図るため、地域おこし協力隊員配置事業を新たに予算計上している。

13事業が現時点で未着手ではあるが、岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会による事業評価などを踏まえ、

め、地域おこし協力隊員配置事業を新たに予算計上している。

13事業が現時点で未着手ではあるが、岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会による事業評価などを踏まえ、

海洋深層水について

■質問■

今年1月の町政懇談会で「町長、海洋深層水事業を売却の検討表明」との報道があり、町内に波紋を広げている。

1. 町政懇談会で町長が検討表明した深層水事業の、売却についての真意は。

2. 身欠きニシンのPRに、本年2月1日「ふるさと名物応援宣言」をしたが、海洋深層水と組み合わせることでブランド力が一層高まると考えるが如何か。

3. 海洋深層水の認識と今後の展望について、

限りある財源をより効果的に運用していくよう、地方創生関連交付金や各

省庁の補助事業の活用を検討し、引き続き、総合戦略の実現に向け取り組んでいく。

改めて町長の見解を。

■町長■

1. 深層水事業は、ここ数年、販売額・販売数量ともに伸びているが、平成17年の開始当初から毎年、一般会計から繰り入れをしている。

この状況では、町民の税金を使い続けることになり、将来を見据えた事業のあり方を検討しなければならぬ。

町政懇談会では、町の将来にとってプラスになるのであれば、売却も選択肢の1つであるという趣旨で申し上げたもので、具体的な事業売却の話を進めているものではなく、報道にあった事業

売却に関する検討を表明したものではない。

2. 深層水を活用して、色、味、食感などで品質向上を図り、「ふるさと名物応援宣言」など情報発信することが、ブランド力を高め、消費拡大に繋がると考える。

今後、身欠きニシンなど地場商品に深層水が活用され、他地域商品との差別化が図られるよう、地場産業サポートセンターを核として、商品開発や情報発信に努める。

深層水による地場産業の振興と事業会計の健全化は喫緊の課題であると認識しており、将来を見据えたあらゆる選択肢を踏まえ、PR活動を一層充実させ、町の産業振興に役立つものになりたい。



バス路線の廃止と

その影響について

■質問■

町広報誌で北海道中央バスからの「岩内円山線」路線廃止が掲載され、町内に衝撃が走った。

1. このバス路線についての町長の認識は。

2. ユキカムイは、冬場だけでなく四季を通じてた事業展開を検討していることだが、このバス路線の廃止による影響は大きいと考えるが見解は。

3. このバス路線はいつから運行したのか。

4. このバス路線の補助はいつからで、年度ごとの金額は。

5. このバス路線の廃止は協議したのか。また、その内容は。

6. このバス路線を利用して沿線住民への廃止の周知と、今後の円山開発構想への対応を含めたバス路線廃止後の代替措置についての見解は。

7. このまま廃止になつて開発事業者や周辺のホテル事業者等との信頼関係を維持できると考えているのか。

8. バス路線について一度廃止になつたら復活させることは極めて困難。この路線維持のために再度要請行動を望むが、町長の見解は。

■町長■

1. 路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であり、加えて、乗務員や車両の確保などの問題もあり、民間事業者として路線の存続は困難であると判断したものと認識

している。

2. 開発事業者によると、輸送目的はニセコ圏からの送迎や、夜間における市街地への移送など、多岐にわたるとのことであり、今後、必要とされる輸送手段としては、従来の路線バスではなく、新たな交通形成が必要になるものと伺っている。

3. 昭和53年に運行を開始し、町からの補助金は、昭和62年度から毎年度支出している。

年度ごとの金額は、昭和62年度～63年度まで150万円、平成元年度～6年度まで170万円、平成7年度～12年度まで200万円、平成13年度は292万3千円、平成14年度～17年度まで200万円、平成18年度～19年度まで180万円、平成20年度～28年度まで200万円。

5. 路線廃止の申し入れが正式に行われたのは平成29年1月20日。路線

廃止届を提出するまでのスケジュール、乗降調査の結果などの説明を受けている。

6. 沿線住民への周知は、バス事業者が実施し、案内掲示や、周辺の温泉施設に対しては、個別に事前説明を実施したと伺っている。

路線廃止後の対応について、今後、リゾート開発による、路線バスに変わる新たな交通形成の検討も必要であり、「連携会議」を設置するなど対応する。

ノッタラインの運行ルート決定の際、相生から野東団地までを外した経緯があるため、ルート見直しを含め、別途、岩内町地域公共交通活性化協議会にて検討していきたい。

7. 開発事業者とは、毎週の定例ミーティングを延べ21回実施し、情報共有を常に行い、外国人旅行者に対する2次交通のあり方についても意見を交わした。

周辺のホテル事業者には、バス事業者が実施した個別の事前説明において、路線バスの廃止に関してはおおむね理解は得られたと伺っている。

8. 民間事業者として路線の存続は困難であると判断し、法に基づく路線廃止手続きが完了したと伺っており、路線の維持は困難と考えている。

一般質問の全文は、
町のホームページ内
「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

志賀 昇議員（新政クラブ）

財政運営について



策債の発行可能額の推移は。

■質問■

執行方針で、人口減少と少子高齢化の進展により雇用や産業基盤が縮小し、地域の活力低下により個人消費や民間投資に力強さが欠けていると述べられ、人口減少に伴う地方交付税や町税収入の減収で厳しい財政運営となっているが、社会資本整備は、景気に大きな効果が期待出来ることから、積極的な投資が強く望まれる。

3. 財政調整基金への積み立ては、最重要課題と思われるが対策は。

4. 町債残高は、近年徐々に増加して来ている。平成29年度末における、地方債残額は。

4. 町債残高は、近年徐々に増加して来ている。平成29年度末における、地方債残額は。

5. 町の経常収支比率について、直近3年間の数値は。数値で80%を著しく超える地方公共団体は、財政が硬直化していると考えられているが、どの様に判断し、取り組むのか。

5. 町の経常収支比率について、直近3年間の数値は。数値で80%を著しく超える地方公共団体は、財政が硬直化していると考えられているが、どの様に判断し、取り組むのか。

2. 翌年度以降に交付税算入される臨時財政対

2. 臨時財政対策債の発行可能額の見直しは、平成30年度では微増で計上したが、平成31年度以降の発行可能額は、国が定める地方財政計画で示され、現時点での見直しは立っていない状況。

1. 平成30年度予算は、普通交付税では公債費算入分などが増加し、また、特別交付税では地域おこし協力隊などの増加分を見込み、ともに微増で計上したが、町における国勢調査での人口減少に加え、国が示す地方財政計画の見直しや、自治体に配分する交付税では6年連続で減少している状況から、今後は基本的に減少傾向で推移していくと分析している。

4. 平成29年度末の地方債残高は、約106億782万円の見込み。また、平成30年度以降の公債費償還元金のピークは、利率の見直しによる影響や、平成29年度以降の借り入れを除いた中で

1. 町の道の駅は、観光案内の要素が強く物販なども小規模で新たな道の駅の整備が望まれている。

1. 本年の執行方針に、道の駅の記述はない。どのように認識しているか。

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

の現時点の見込みで、役場庁舎建設に伴う償還が増加する平成32年度がピークとなり、公債費償還元金は約10億6,435万円。こうしたことから、長期的な視点に立った計画的・経営的な財政運営を進めるため、新たに現実ベースに近い、中・長期的な財政計画の策定に向け、現在取り進めている。

5. 経常収支比率の直近3年間の数値は、平成26年度では91.0%、平成27年度では90.4%、平成28年度では94.5%

と上昇しており、その主な要因は、経常経費が減少しない中、普通交付税や臨時財政対策債などが大きく減少したためである。一般的に、この経常収支比率が高くなるにつれ、財政構造が硬直化し、経常経費以外に充てる財源に余力が無くなり、弾力的な財政運営ができない状況と判断されるため、施設の維持・修繕費や固定経費などの経常経費の抑制に努める必要があり、経営的な視点に立った財政運営に努めていきたい。

道の駅の整備について

■質問■

町の道の駅は、観光案内の要素が強く物販なども小規模で新たな道の駅の整備が望まれている。

品の開発が進められ、地域経済を救うことにつながっている。

全国の優良な道の駅は、農林水産業との連携強化で生産者と消費者を直結する流通・地域ブランド化と地場産品の6次産業に取り組み、独自商

1. 本年の執行方針に、道の駅の記述はない。どのように認識しているか。

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

2. 全国の優良な道の駅と比較した場合、駐車場が狭く、トイレも少な

く、多くの観光客の使用は難しい、マリントイレも離れた場所にあり利便性が悪く、抜本的に配置を見直し、整備すべきと思われるが。

3. 道の駅を訪れる、観光客は、隣接するタラ丸市場も楽しみに利用されており、相乗効果を期待する上での今後の展開は。

4. 道の駅に深層水の活用も入れることにより、他の道の駅より、優位性があると思うが。

1. 平成30年度では、道の駅検討会の開催のほか、先進地視察なども予定している。将来的な建替も見据えた長期的な視点と、既存施設の活用策など短期的な視点の両面で検討を進めている。

2. 駐車場とトイレの抜本的な改善を行うには、必要な面積を確保するための用地の取得など、周辺全体の再整備を

伴うことが想定され、引き続き検討する。

3. タラ丸市場が設置されている、マリンプラザ自由広場が、賑わい創出のため、各種イベント会場として有効に活用されるよう、関係団体とも協議し、道の駅で開催される各種イベントとの連携も含め検討する。

4. ここ数年、新商品の増化もあり、少ない販売面積ではあるが、売上は好調であると同調している。現在、農産物などの販売ペースの拡充について検討しており、今後深層水の活用も含めて、地場産業との連動を図る。

1. 町は、浮体式洋上風力発電の視察調査をしており、その後、相当の年数も経過しているが、取り組み状況と可能性は。

2. 自主財源確保の観点から、寿都町では、1999年度から2015年度までに、16億5,300万円の収益を上げている。町においてもみずから、風力発電に取り

再生可能エネルギーについて

■質問■

福島第一原発事故後、自然エネルギーの評価が高まっている。2030年度に見込まれる国内電源構成で再生可能エネルギーが占める割合を22%〜24%としており、国は、更なる導入促進を図る方針で、太陽光や風力・バイオエネルギーの活用は、今後のエネルギー自給率の向上に資するとして、取り組まれている。

組み財源確保を図るべきと思うが。

3. 昨年度民間の電力会社だが、風力発電構想を提示し、環境アセス等を進めている。町とどの様な関わりが予測されるのか、また、発電量の計画は。

4. 港湾施設用地に民間の太陽光発電があるが、どの程度の発電量か。

5. 円山リゾートエリアに省エネルギーリゾート化の実現性を検討するとしているが、調査研究事業の結果と可能性は。

3. 平成29年6月に(仮称)北海道ウインドファーム敷島内の事業計画が公表され、環境影響評価の手続きが進行中であり、環境影響評価の手続きを経て法的に事業計画が認可された後に、建設工事に移行する予定と伺っている。

町としては、計画地周辺住民への説明会や自然環境の保全、地域経済への波及効果などについて

1. 平成25年度からの3年間「再生可能エネルギー導入調査事業」として、長崎県五島市や福島県いわき市などを視察し、平成27年度には、北海道のモデル地区に選定

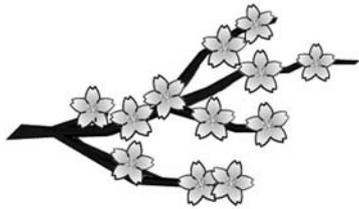
され、「岩内町洋上風力発電ゾーンング整備に向けた協議会」を設立し、実証事業を実施。国も普及に向け、法整備により事業者参入を促す動きもあることから、国の動向に注視し、引き続き、情報収集に努める。

2. 民間事業者による大型風力発電事業の計画が進んでおり、現時点では、町自ら事業へ取り組む段階にはないが、これまで実施してきた調査結果を踏まえ、引き続き、国の動向に注視し、情報収集に努める。

4. 平成28年度の年間発電量は、198万8千キロワットアワーで、一般家庭の年間消費電力量に換算すると約450世帯分。

5. 1つめは、既存の温泉施設の重油などの使用状況や設備の稼働状況などから、温泉排熱を活用した給湯や暖房などの利用の提案。2つめは、電磁MT探査などの解析により、当該エリアの地下千五百メートル付近に地下資源が認められることから、深部での地熱・温泉資源の存在の可能性が期待。3つめは、小水力発電について、最も流量の多い幌内川での年間流量の把握が必要との結果。

今後は、各施設への設備導入に関する提案や補



助制度の紹介、地熱と小水力は、国の補助事業の予算状況などを見極めながら、今年度の調査結果を踏まえ、継続調査を実施していきたい。

岩内町総合戦略について

■質問

総合戦略は、地域の雇用や子育て、移住などについて、実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、岩内町総合計画の考え方を基礎に置いて策定し、人口減少の抑制に向けた施策を選択、集中して実施し、平成27年度から平成31年度までの5年間としている。取り組み状況と、数値目標の達成度は。

■町長

総合戦略は、平成26年12月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成28年3月に策定。

全84事業で構成され、これまで71事業、85%の事業に着手。平成29年度では、移住定住促進補助金や新築住宅取得補助金などに着手し、移住者や

子育て世帯などの支援に取り組んでいる。重要業績評価指標の達成度については、中間年度の平成29年度としては、全体で64%。

13事業が、現時点で未着手ではあるが、岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会による事業評価などを踏まえ、限りある財源をより効果的に運用していくよう、地方創生関連交付金や各省庁の補助事業の活用を検討し、引き続き、総合戦略の実現に向け取り組んでいく。



佐藤 英行 議員（市民自治を考える会）

平成30年度町政執行

について



更などで確保されるか。

■質問

1. 公約に「健全な財政運営」を基本の一つに挙げているが、現在の財政は健全化に向かっているのか。

「長期的視点に立った計画的かつ経営的財政運営」とあるが、具体的にどのようなものなのか。

2. 「情報の共有化」をはかるため「庁舎組織の横断的な体制を強化し」とあるがどのような体制なのか。

また、そのことにより住民への情報発信はどのように強化されるのか。

3. 地域おこし協力隊として地域外から「本年度から3名の隊員を募集し」活動とあるが、具体的な業務は。

また、身分と待遇および期間は。

4. 漁業振興について、新事業に「ニシンやハタハタの産卵場や様々な水生生物の育成場となる藻場の造成」とあるが、予算はいくらで、どのような成果を目的としているのか。

減り続けるスケソウダラ漁業に対する対策はどのように考えているのか。

5. 観光振興について、観光資源を活かすため担当課を一元化したのが、企画で担当している部分も見受けられるので、それをも集約し、地場資源を活かし掘り起していく機構改革が必要と考えるが如何か。

6. 昨年円山リゾートエリアの再生可能エネルギーの調査をしているが、本年度「更に具体的な検討」とあるがその内容は。事業化できるとすれば運営主体はどこか。

敷島内地区に稚市内の業者が風力発電の計画をしており、「地域振興につながる事業となるよう」とあるが、これによる具体的な地域振興とは。

結局は、利益は業者へ、農地は減少するということにはなるのでは。

7. 4月より円山線が廃止され、「アリスの里」住民など利用者は公共交通がなくなり不便となる。「ノックタライン」が町民に定着し、円山地区など郊外の交通は路線変

8. 円山リゾート開発による、外国人が地権者などとなることを想定していると推測するが、「水資源等を守り、良好な自然環境を確保するための条例制定」とあるが、具体的な内容はどのようなもので、施行はいつをめどとしているのか。

墓地について、町民から要望のある「共同墓」の建設予定はないのか。

9. 「泊発電所周辺地域原子力防災計画」については、原子力災害対策指針および北海道地域防災計画の見直しに沿って改訂とあるが、関係4町村独自では改訂できないのか。

「全国瞬時警報システム」の新型受信機を導入」とあるが新型受信機とはどういうものなのか。町民に知らしめるのはどのような方法か。

10. 「認知症初期集中支援チーム等を中心とした認知症支援事業を重点に実施」とあるが認知症支援事業とはどのような内容か。

11. 「明確な戦略を持ち、自立的な地域経営による」とあるが、明確な戦略とは何か。自立的な地域経営とはどのようなことなのか。

12. 新年度における岩内町史の編纂作業と今後の日程はどのようになっているのか。

13. 職員には不断なる研修と教育が必要と考えるが、職員の教育・研修は新年度どのように実施されるのか。

■町長■

1. 財政の健全化について、法律に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準未達であり、良好な数値で推移しているが、近年では役場庁舎の建設や、岩内地方清掃センターの建設な

ど、懸案であった大型施設の建設事業により、一時的に地方債の借入額が増えている。こうしたことから、今後各担当所管が計画している事業を取捨選択した現実ベースに近い、中・長期的な財政計画の策定を新たに進めており、さらには、公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の適正な配置の検討など、長期的な視点に立った計画的・経営的な財政運営に努めていきたい。

2. 広報担当と各担当課による検討会を立ち上げ、定期的に情報交換と改善点などを協議・検討する体制を整備する。

また、より多くの視点から協議検討することにより、必要とされる情報を迅速・的確に把握し、それに適応した情報発信になると考えている。

3. 観光振興に2名配置し、訪日外国人旅行者の受け入れやDMO形成に向けた取組みと、円山エリア観光資源の効果的

な事業運営の取り組みの任務。移住定住施策に1名配置し、情報発信や移住者のフォローアップなどの任務。一般職非常勤職員として本年7月から来年3月まで採用し、月額報償費18万円のほか、借上住宅を提供する。

4. 藻場の造成について、予算額は、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金36万円。

内容は、敷島内地区で過去に整備した増殖場のブロックに、岩内湾の母藻から育てたフシスジモクの苗を糊付けし、藻場が造成されると、ニシンやハタハタ産卵の際の付着気質になるほか、小魚等の育成場にもなる。

スケトウダラ漁業の対策について、経営者たる漁業者は、TACの枠内で操業し、採算が得られるかどうか自ら経営判断しながら着業しており、一漁業形態に対する支援については、町として総合的な判断が必要と考えており、漁業者及び岩内郡漁協との意思疎通に充

分に配慮する。

5. 岩宇まちづくり連携事業の広域観光部会の運営に関し、平成30年度からは企画産業課内に観光に特化した担当部門を新たに設置し業務を移管していきたい。

6. 平成29年度の調査結果を踏まえ、地熱や温泉熱、小水力を活用した事業の継続調査を実施していきたいが、運営主体は定まっていない。

風力発電事業の地域振興については、固定資産税、建設期間の地元業者の活用など、地域経済に一定の利益は還元されると認識しており、事業実施区域内には農業振興地域等も含まれることから、土地の使用状況の確認や地権者・地域住民等に情報提供し理解を求めながら事業を進めると伺っている。

7. 本格運行開始から1年が経過し、時間帯による便数や乗降停留所の傾向を把握できたことか

ら、岩内町地域公共交通活性化協議会において、持続可能な地域公共交通の観点から協議していきたい。

8. 「水資源等を守り、良好な自然環境を確保するための条例制定」については、外資などの企業における町内の土地取得の状況や今後の進展を想定し、水資源の保護地区の乱開発防止のため、必要なルールを定めるものである。

具体的な内容は、現在、プロジェクトチームで検討を進めており、公共性の高い水資源の保全のため、水の適正利用を促進し、水量の増減や水質の悪化など水資源に影響を及ぼす恐れのある行為に対し、町が必要な措置を講じるとしている。施行日は、平成31年4月1日をめどとしている。

共同墓の建設予定について、町では、町墓園等の環境整備として区画造成や駐車場の整備、東山墓地の通路整備を段階的に進めている。これらの

整備を考慮しながら、町政執行方針にあるとおり、「今後の墓地整備の方向性について検討」する。

共同墓についても、住民要望や社会的ニーズなど、その必要性が高いと認識しており、墓地整備全般における共同墓設置のあり方や事業の優先度を含め検討したい。

9. 市町村相互間地域防災計画である「泊発電所周辺地域原子力防災計画」は、災害対策基本法では「都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」とされているため、北海道地域防災計画の見直しの範囲内で改訂していく。

また、全国瞬時警報システムの新受受信機は、情報処理能力が高く、防災行政無線の自動放送までに要する時間が短縮され、気象情報では、警報名・注意報名も併せて放送できる。

なお、緊急情報の住民周知は、現行受信機と同様に、消防庁又は気象庁

から発信された緊急情報を受信機が受信し、防災行政無線を自動起動して住民に知らせる。

10. 認知症は、早期発見、早期治療が重要。

このため、認知症の方やその家族に対し、訪問や観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を図ることとしており、あわせて、地域の実情に応じた認知症のケアの向上を図るための取り組みを推進する。

また、認知症地域支援推進員を配置し、多職種との連携や地域住民とのネットワークづくりを進め、適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができる体制を構築する。

11. 地方自治は、自分たちの地域に関することは、可能な限り自分たちで決めていくことを理念

とし、町民の皆様が安全・安心に住み続け、住んでいて良かったと実感できる町づくりを目指すものと考えている。このため、町の主要施策を基本に、この中で掲げた各種事業を、時代に合った住民需要と満足度などを把握し、効果・効率性を考え、中・長期的な視点により実施するもの。また、事業実施にあたり、どのような財源をどう確保し、どう効果的に充当すべきなのか、さらには、事業効果がどう地域の投資や所得、消費などに波及するのかを職員一人一人が意識し、これを住民と共有する自治を進めるというものである。

12. 平成30年度は、広く町民から率直な意見を聞く場を設け、町としての今後の方針を決定し、その後、順次必要な体制づくりに着手していく。

13. 平成30年度は、新たに地方公務員向けセミナースクールや自治大学校研修等を予定している

ほか、女性職員の能力向上研修なども引き続き実施し、個々の能力開発と

職場全体のレベルアップに主眼を置いた研修事業を展開していく。

岩内町における

地域経済について

■質問■

1. 町として岩内町の経済の今後をどのようにしていきたいのか。

2. 漁業および水産加工業の衰退の原因をどのようにとらえているのか。

3. 漁業の役割を町の産業としてどのように考えているのか。

4. 漁業の振興をどのように進めていくのか。

5. 減少している水産加工業の振興をどのように図っていくのか。

■町長■

1. 地方部では、雇用や産業基盤の縮小などが進み、町でも、各産業分

よるもの。

3. 岩内郡漁協は、漁獲金額、所属組合員数とも、北海道内で最も小さな規模の漁協。また、商業統計に占める漁獲金額の比率は、単純計算で3.5%程度、町の漁業就業

者比率も1.3%で、町の経済活動全体に占める割合は大きなものではない。

しかし、漁業はこれまで主力産業の一つであり、今後も、水産物をしっかりと消費者に送り届ける役割を担ってほしい。

4. 漁業振興を図る場合、魚種選定、手段、目標設定が重要。岩内郡漁協の漁業生産は、スルメイカ、ナマコ、サケの3魚種で7割程度。

広域資源であるスルメイカは増殖策を講じられないので、残るナマコとサケで、今より漁獲を減らさないように努めることが漁業振興につながる。

ナマコは年間33万個、サケは年間550万尾を

放流しており、これらの取り組みを継続する。

また、年間40万尾の稚魚を放流しているニシンも、平成30年度から産卵藻場の造成に着手する。

5. 消費の減退に対しては、レトルト食品の開発支援、深層水の活用によるブランド化などで消費拡大に努める。

従業員の確保に対しては、機械設備の導入による従業員の処遇改善が確保につながるが、設備の導入は企業負担が大きいことから、企業が国の補助金を活用できるように、町で支援している。

さらに、本年2月1日、「身欠きニシン商品群」の消費拡大を目的に「ふるさと名物応援宣言」を表明。

今後、地場産業サポートセンターを核に、関係団体と情報交換を密にし、水産加工業の振興が図られるよう努めてまいります。



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより140号」をお届けいたします。第1回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)